

全レ協第32号
平成30年4月4日

各地区レンタカー協会会長
第2種会員代表者 各位

一般社団法人 全国レンタカー協会
会長 縄野克彦

「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の
取扱いについて」の一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の業務運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省自動車局長より当協会に対し、別紙のとおり、平成30年4月1日付で「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」の一部改正が行われた旨、周知依頼がありました。

つきましては、傘下会員事業者の方等に対し本件につきましてご周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

【改正点】

1. 許可基準の欠格事由の追加

許可基準の欠格事由に、申請日前2年間において、許可の取消処分に係る手続きを開始した後、手続きが終了するまでの間に事業等を廃止した者等が追加されました。

2. 自家用マイクロバスの貸渡しの増車届出に係る申請書類の削減

自家用マイクロバスの貸渡しに関して増車を行う場合は、事前の届出に加え、直近2年間の貸渡簿の写しの添付又は提示が求められていましたが、直近2年以内に増車届出を行っている場合には、重複した期間に係る貸渡簿の添付等を省略することができるようになりました。



国自旅第330号の2
平成30年3月30日

一般社団法人全国レンタカー協会会長 殿

自動車局長



「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し
(レンタカー)の取扱いについて」の一部改正について

標記について、地方運輸局長及び内閣府沖縄総合事務局長あて別添のとおり、通知
したので、その内容を了知されるとともに、貴協会会員に対し周知を図られたい。



別添

国自旅第330号
平成30年3月30日

各地方運輸局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し
(レンタカー)の取扱いについて」の一部改正について

「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日付け自旅第138号)」を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしたので、各地方運輸局等においては、平成30年4月1日から実施に移すよう遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国レンタカー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

○貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成7年6月13日付け自旅第138号）の改正新旧対照表
 （傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>自旅第138号 平成7年6月13日 一部改正 自旅第183号 平成7年7月28日 一部改正 国自旅第165号 平成14年1月31日 一部改正 国自旅第17号 平成16年4月28日 一部改正 国自旅第286号 平成18年3月30日 一部改正 国自旅第330号 平成30年3月30日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて</p> <p>記</p> <p>1. 許可基準について 許可は、次の点について審査のうえ行うこと。</p> <p>① 申請者及びその役員が、次に定める欠格事由に該当しないこと。 ア 許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。</p>	<p>自旅第138号 平成7年6月13日 一部改正 自旅第183号 平成7年7月28日 一部改正 国自旅第165号 平成14年1月31日 一部改正 国自旅第17号 平成16年4月28日 一部改正 国自旅第286号 平成18年3月30日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて</p> <p>記</p> <p>1. 許可基準について 許可は、次の点について審査のうえ行うこと。</p> <p>① 申請者及びその役員が、次に定める欠格事由に該当しないこと。 ア 許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。</p>

イ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者であるとき。

ウ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しに係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者であるとき。

エ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しに係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者であるとき。

オ 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前記アからエのいずれかに該当する者であるとき。

カ 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が前記アからオのいずれかに該当する者であるとき。

② 申請者及びその役員が、申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けているものではないこと。

③ 貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行うる次に定める自動車保険に加入するものであること。

ア 対人保険	1人当り	8,000万円以上
イ 対物保険	1件当り	200万円以上
ウ 搭乗者保険	1人当り	500万円以上

2. ～3. 略

4. 自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合についての特例

(1) 自家用マイクロバスに係る貸渡しについては、従来より貸切バス経営類似行為の防止について指導を行ってきたところであるが、なお、貸渡しに付随して貸渡人が運転手の労務供給を行う等の貸切バス経営類似行為が跡を絶たないのが現状である。

イ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者であるとき。

ウ 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前記ア及びイに該当する者であるとき。

エ 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が前記ア及びイ並びにウに該当する者であるとき。

② 申請者及びその役員が、申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けているものではないこと。

③ 貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行うる次に定める自動車保険に加入するものであること。

ア 対人保険	1人当り	8,000万円以上
イ 対物保険	1件当り	200万円以上
ウ 搭乗者保険	1人当り	500万円以上

2. ～3. 略

4. 自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合についての特例

自家用マイクロバスに係る貸渡しについては、従来より貸切バス経営類似行為の防止について指導を行ってきたところであるが、なお、貸渡しに付随して貸渡人が運転手の労務供給を行う等の貸切バス経営類似行為が跡を絶たないのが現状である。

このため、当分の間、自家用マイクロバスの貸渡しを行う者は、次の要件を満たす者に限ることとし、自家用マイクロバスの貸渡しを行おうとする者は、その7日前までに、車両毎に、その旨を当該車両の配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならぬこととする。なお、既に自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者が当該届出を行う際には、原則として、直近2年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写しを添付又は提示することとする。

① 現在、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者には、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績を有し、かつ、届出前2年間に於いて車両停止以上の処分を受けていないこと。

② 既に、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者には、届出前2年間に於いて車両停止以上の処分を受けていないこと。

(2) 自家用マイクロバスの貸渡しに係る届出の提出先である運輸支局に対して、直近2年間に自家用マイクロバスの貸渡しを行っている事業者において、直近2年間の届出の際に添付又は提示された自家用マイクロバスの貸渡簿の期間と今回の届出に必要な自家用マイクロバスの貸渡簿の期間が重複する場合に於いては、当該重複する期間に係る自家用マイクロバスの貸渡簿の写しの添付又は提示を省略することができる。

5. (別記1) (別記2) (様式(1)) 略

附 則

1 本通達は平成30年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

このため、当分の間、自家用マイクロバスの貸渡しを行う者は、次の要件を満たす者に限ることとし、自家用マイクロバスの貸渡しを行おうとする者は、その7日前までに、車両毎に、その旨を当該車両の配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならぬこととする。なお、既に自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者が当該届出を行う際には、原則として、直近2年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写しを添付又は提示することとする。

① 現在、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者には、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績を有し、かつ、届出前2年間に於いて車両停止以上の処分を受けていないこと。

② 既に、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者には、届出前2年間に於いて車両停止以上の処分を受けていないこと。

5. (別記1) (別記2) (様式(1)) 略

附 則

1 本通達は平成18年4月1日から適用する。

2 「構造改革特別区域法に係る環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングを行うための道路運送法第80条第2項による申請の取扱いについて」(平成16年4月28日付自旅第18号)については廃止する。